

市民提案制度実施要綱

平成 17 年 9 月 26 日制定

平成 19 年 3 月 20 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 5 月 1 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 6 日一部改正

令和 6 年 10 月 1 日一部改正

[政策開発部広聴広報課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、市政への市民参加の機会の拡充及び協働による市政の推進を図るため、市民及び市民以外の者（以下「市民等」という。）からの提案、情報提供及び問合せ等（以下「提案等」という。）の募集及びその処理について必要な事項を定めることにより、提案等の市政への反映及び市民等の市政への理解を深めることを目的とする。

(提案等の募集の方法)

第 2 条 提案等の募集は、次に掲げる方法に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 専用用紙での投書 市施設に投書箱及び投書用紙を設置する。
- (2) 市ウェブサイトからの投稿 市ウェブサイト専用のウェブページを設置する。
- (3) ココナビこおりやまによる投稿 専用のウェブアプリケーションを利用する。
- (4) ファックスによる投書 広聴広報課専用のファックスを設置する。
- (5) その他 市民提案制度として郵送、電話等で受け付ける。

(提案等の受付)

第 3 条 前条各号の方法による提案等は、広聴広報課が受け付ける。

- 2 前条各号の方法によらない提案等の受付及び処理は、その提案等に係る事務を所掌する部局（以下「関係部局」という。）が行う。

(提案等の処理)

第 4 条 広聴広報課は、前条第 1 項の規定により提案等を受け付けたときは、当該提案等を関係部局に送付するなど、その処理について必要な連絡調整を行う。

- 2 関係部局は、前項の規定により提案等が送付されたときは、必要に応じて当該提案等を行った者（以下「本人」という。）に内容の確認等を行い、調査・検討し、回答が必要なものについては、当該提案等を受け付けた日から起算しておおむね 14 日以内に、本人へ回答する。ただし、複数の関係部局間の調整が必要な提案等については、代表の関係部局において当該回答を取りまとめたうえで、本人へ回答する。
- 3 関係部局は、前項の規定により回答するときは、提案等の市政への反映及び本人の市政への理解について十分配慮するとともに、広聴広報課へ合議する。
- 4 関係部局は、広聴広報課から第 2 項による提案等に対する対応状況の報告を求められた場合は、速やかに広聴広報課へ報告するものとする。
- 5 広聴広報課は前条第 1 項の規定により受理した提案等が全庁的課題として継続検討していく必要があると認められる場合は、その処理を行政マネジメント課に引き継ぐものとする。

（提案等の公表）

第 5 条 広聴広報課は、第 3 条第 1 項の規定により受け付けた提案等（「問合せ」を除く。）で、次の各号に該当するものを除いては、当該提案等の内容及びそれに対する対応を市ウェブサイト等に掲載し、広く市民に公表するものとする。

- (1) 本人が公表を希望しないもの
- (2) 特定の個人又は特定の団体その他の個別情報に関するもの
- (3) 個人又は団体が特定できるもの
- (4) 誹謗中傷に当たるもの
- (5) 営利的、政治的又は宗教的性格のもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 内容が特殊であり、誤解を生ずるおそれがあるもの

（市政への反映）

第 6 条 関係部局は、提案等の中で、市政に反映できるものにあつては、積極的に取り入れるものとする。

- 2 広聴広報課は、第 3 条第 1 項の規定により受け付けた提案等の内容及び処理結果を原則として庁議に付するとともに庁内に公開し、全庁での情報の共有化を図るものとする。
- 3 前項の規定により公開した提案等の内容及び処理結果について、それぞれの所属において関連すると認められるものについては、事務遂行に取り入れるものとする。
- 4 前 3 項の規定は、第 2 条第 3 号の規定によるコロナビこおりやまによる投稿については、適用しない。

（その他）

第7条 第3条から第5条までの規定にかかわらず、第2条第3号の規定によるココナビこおりやまを利用した提案等の受付、処理及び公表については、ココナビこおりやま実施要綱に定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。